

第 1 2 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、これを取り消し、平成20年名古屋市教育委員会第41号議案及びその議事録並びに平成21年名古屋市教育委員会第32号議案及びその議事録（以下「本件議案及び議事録」という。）を審査請求人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開又は非公開の決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成22年 1月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 2008年度及び2009年度に社会教育施設の館長及び学校教育センター長を委嘱するにあたり、適切と判断するために設定した、審議の項目及び記録（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 2008年度及び2009年度に委嘱した、教育事務嘱託員の業務の記録（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 教諭以外（以下「教職員管理職」という。）で、定年となった者の再雇用にあたって応募時に提出する書類（2008年度及び2009年度のもの）（以下「本件請求文書③」という。）

(4) 教職員管理職で、定年となった者の再雇用にあたって適切と判断した審議の記録（2008年度及び2009年度のもの）（以下「本件請求文書④」という。）及び審査を担当したものの役職名又は審査員として委嘱した理由のわかるもの（以下「本件請求文書⑤」という。）

(5) 教職員管理職で、定年となった者の再雇用にあたって適切と判断するために設定した面接記録等の審査の項目（2008年度及び2009年度のもの）

2 同年 2月 3日、実施機関は、本件公開請求のうち、上記 1(1) から同(4) に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同日、実施機関は、本件公開請求のうち、上記 1 (5) に対して、19年度末

退職校長就業希望調査、20年度末退職校長就業希望調査、19年度末退職教頭就業希望調査及び20年度末退職教頭就業希望調査を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

就業希望、就業意欲及び健康状態については、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人には知られたくないと認められるものに該当するため。

- 4 同年 4月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 税金を使って業務を委嘱するのであるから、公募であること、審議のために設定された項目が適切であり十分であることを説明するものであること、項目による審議内容が委嘱に足りるとした根拠を説明するものであることにより審議の項目と審議の記録は公的な記録として保管すべき書類である。不存在は恣意的な任用を否定できない。
- (2) 審議のための資料や項目及び審議の記録がないとなれば、複数の対象者を検討した事実等の存在そのものが疑わしくなる。公募、公正、公平な人事が行われていないとの疑念を払拭できない。
- (3) 教育という職種において業務に従事した記録がないということは仕事をしていないということであり、空出張と同様に税の不正支出として返金を求めることとなる。
- (4) 委嘱する事務があるから再雇用するのであって、委嘱した業務が報告、記録されて、次年度の委嘱事務とするか否かが検討されているのが当然である。記録がなければ業務の必要性に対しての疑念を払拭できない。
- (5) 教諭で定年になった者については応募書類が存在する。公募である以上、

応募書類の存在は当然である。

- (6) 教諭で定年になった者については審議されている。記録がないということになれば、審議なしの再雇用であることから、教諭で定年になった者に対しては差別であり、採用に係わった者の恣意的な不正な採用が行われていることとなる。
- (7) 再雇用の職種には教職員管理職であったことを応募の必要資格としていない職種もある。再雇用の検討が公平、公正に行われたとすれば、同一の審査用資料が残されているのが当然であり、教職員管理職であった者のみが口頭で就業希望を申告すれば足りるとするのは、公正、公平な人事行政に反する。
- (8) 税金を使う業務に就く再雇用者を審査するのだから審査員の業務は公的業務である。審査員の役職名、委嘱理由は公的な業務の従事者として公開されることは当然である。公開請求がなくても市の業務として公的に公開と報告が行われる項目である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 社会教育施設の館長は、名古屋市生涯学習推進センター館長、名古屋市博物館長、名古屋市美術館長及び名古屋市科学館長を、学校教育センター長は、名古屋市野外教育センター所長を指していると思われるが、全て非常勤特別職であり、それぞれの就業規程に基づき、各分野に造けいの深い者又は知識経験を有する者等のうちから教育委員会が委嘱している。それぞれ、選考にかかる具体的な審議の項目は設けていないものの、これまでの職務経験や実績から総合的に判断して、新しい職場や職務に即戦力として従事できる資質や能力が認められる適任者を委嘱している。
- 2 教育事務嘱託員が日々の業務を行うに当たり、その記録を、例えば業務日誌のような形で所属長に報告するようなことはしておらず、行政文書として作成しているものはない。
- 3 教職員管理職で定年となった者の再雇用に当たっては、再就職に係る希望などを、学校訪問などの機会に名古屋市教育委員会事務局学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）管理主事が聞き取り、その内容を「就業希

望調査」にまとめ、名古屋市教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出しているため、教職員管理職で定年となった者が、提出する書類は存在しない。なお、総務課においては、選考にかかる具体的な審議の項目は設けていないものの、「就業希望調査」を参考に、個々の職種について、委嘱資格に照らし合わせながら選考し、これまでの職務経験や実績から総合的に判断して委嘱している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 社会教育施設の館長には、名古屋市生涯学習推進センター館長、名古屋市博物館長、名古屋市美術館長及び名古屋市科学館長が、学校教育センター長には名古屋市野外教育センター所長が該当する。

(2) 名古屋市生涯学習推進センター館長、名古屋市博物館長、名古屋市美術館長、名古屋市科学館長及び名古屋市野外教育センター所長の委嘱は、その施設の特性を踏まえて、適任と思われる者に決定される。委嘱までの流れとしては、総務課において適任者を候補者に選定し、その後各施設に関する事務所管課において決裁等の事務手続を行い、候補者が正式に決定される。その決定にあたって審議の項目を設定しておらず、また、その審議の記録を作成していない。

(3) しかし、名古屋市博物館長、名古屋市美術館長及び名古屋市科学館長については、総務課が決定した候補者に委嘱するにあたって、名古屋市教育委員会に付議している。平成20年度には名古屋市博物館長が、平成21年度には名古屋市美術館長が新たに委嘱されており、それぞれ名古屋市教育委員会に付議されていることから、本件議案及び議事録が作成されている。

(4) そこで、本件議案及び議事録が本件請求文書①に該当するか否かについて判断する。

ア 本件議案及び議事録は、実施機関において、名古屋市博物館長及び名古屋市美術館長を総務課が決定した候補者に委嘱することが提案され、承認された記録であり、名古屋市博物館長及び名古屋市美術館長を総務課が提案した候補者に委嘱することが適切であると判断した審議の記録

であると認められる。

イ したがって、本件議案及び議事録は本件請求文書①に該当する。

(5) 以上のことから、本件請求文書①として、本件議案及び議事録を特定することが妥当である。

3 本件請求文書②について

(1) 教育事務嘱託員が行う業務において、生涯学習センターにおける施設利用の記録のように、業務ごとの記録は作成されている場合がある。しかし、審査請求人が請求している文書は、個々の教育事務嘱託員が日々の業務を行い、その内容を記録した業務日報のような記録を指すと考えられることから、業務ごとの記録は、本件請求文書②に該当しないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書②は存在しないと認められる。

4 本件請求文書③について

(1) 教職員管理職で定年となった者の再雇用にあたっては、教職員課管理主事が、学校訪問等の機会に教職員管理職に再就職の意思を聞き取り、その結果を取りまとめて総務課に提出している。そのため、実施機関は、教職員管理職で定年となった者で再雇用を希望する者に、応募書類を提出を求めている。

(2) したがって、本件請求文書③は存在しないと認められる。

5 本件請求文書④について

(1) 教職員管理職で定年となった者の再雇用の選考は、総務課において行っており、職務経験や実績等を総合的に判断して適任者を候補者に決定しているが、選考の過程の記録は残していない。また、総務課では、選考の過程において、必要に応じて教職員履歴カードを参照しているが、教職員履歴カードは、教職員の経歴が記載されている文書にすぎず、選考にあたって参考とする資料に留まるものであり、審議の記録とは認められない。

(2) 以上のことから、本件請求文書④は存在しないと認められる。

6 本件請求文書⑤について

(1) 教職員管理職で定年となった者の再雇用を選考する業務については、名古屋市教育委員会事務局総務部総務課長、同課人事係長及び同係主事が行っている。これらの者が選考業務に従事する根拠は、名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年教育委員会規則第 9号）第 3条総務部総務課の項第 4号である。

(2) 条例第17条第 3項は、名古屋市図書館、センター等の施設において、閲覧又は貸出しの目的で管理されている行政文書については、当該閲覧等によることとし、条例は適用しないとしているところ、名古屋市教育委員会事務局規則は、名古屋市市民情報センターに配架されており、閲覧が可能であることから、名古屋市教育委員会事務局規則は行政文書公開請求の対象とはならない。

(3) 以上のことから、本件請求文書⑤は存在しないと認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 4月14日	諮問書の受理
4月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月31日	実施機関の弁明意見書を受理
6月 3日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月 5日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成23年 1月11日 (第121回審査会)	調査審議 審査請求人及び実施機関の意見を聴取
2月 8日 (第122回審査会)	調査審議
4月13日 (第124回審査会)	調査審議
4月20日	答申